

Title	ドイツ農民戦争期における「神の法」思想と「十二ヶ条」について
Sub Title	Das Gottliche Recht im Deutschen Bauernkrieg und seine Forschungsgeschichte
Author	野々瀬, 浩司(Nonose, Koji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1992
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.61, No.3/4 (1992. 3) ,p.115(339)- 149(373)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19920300-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ農民戦争期における「神の法」思想と「十二ヶ条」について

野々瀬 浩 司

(一) はじめに

ドイツ農民戦争が中世末期の農民蜂起よりも地域的に広範囲に及んだ原因として、「神の法」思想を挙げる研究者が少なくない。そして、その「神の法」思想を分析

する際に、いやドイツ農民戦争全体を捉える上でも、疑いなく「十二ヶ条」は最も重要な文書の一つである。つまり、「十二ヶ条」が「一カ月という短期間に、二五版も印刷され―それは総部数二万五千部と見積られる―、帝国の大部分の領域に達し」⁽¹⁾、それとともに「神の法」思想が広まり、農民戦争に甚大な影響を及ぼしたことから、その理由の一端が窺えるだろう。

以上のことから、本稿の目的は「神の法」思想と「十二ヶ条」との関係を明らかにして、「神の法」それ自体

の内実について迫ろうというものである。しかしそのためには、「十二ヶ条」自体を分析を怠るわけにはいかず、まず「十二ヶ条」の内容把握、成立事情、そして、その性格規定について論じてみることにする。

注

(1) P. Bickel, *Die Revolution von 1525*, München/Wien 2. Aufl. 1983, S. 23—24. [前掲/田中訳『一五二五年の革命』(刀水書房、一九八七年)二六頁]。以下、Bickel, *Die Revolution*. [ブリックレ『一五二五年の革命』と略す。

(二) 「十二ヶ条」の要求内容について

「十二ヶ条」⁽¹⁾は、正式には「聖俗の権力によって苦しめられていると感じている、その支配下にあるすべてのの

農民と隷農の基本的にして正当なる主要箇条⁽²⁾と称する。その形態は、長い序文と十二にも及ぶ諸箇条という二つの部分で構成されている。

序文は、内容上四つの節に分けられるという⁽³⁾。第一節は祈りであり、そこではキリストによる「神の平和と恵み」を嘆願しており、作者の起草目的が極めて平和的だという印象を覚える。第二節では、反キリストたちによる福音の誹謗を紹介している。つまり、彼らは、農民たちが結集して聖俗権力に不平を申し立てていることは、ルターらの宗教改革によって扇動された結果であると口々に言いたてている。第三節は、その誹謗に対する反論である。福音は愛と平和、協調と忍耐をもたらすものであり、蜂起や騒擾の原因ではない。従って、このような社会的混乱は、悪魔が神の言葉を圧迫し、その不信仰によって喚起させた結果である。しかも、この農民の全箇条は福音に従って生きることを目指し、明らかに平和を志向しているのだ。しかし、ただここで問題となることは、反乱や暴動を作者がネガティブなものとしているか、ポジティブなものと考えているのかが、文面だけからはよく解らない点である。第四節にはいると、逆にあらゆる農民の不服従と蜂起とをキリスト教的に弁明する

にいたる。その論理は、農民たちが自分たちの箇条で、教えや生活のために福音を求めていることを前提としている。それゆえに、彼らの行為は、不服従や反抗的とは呼ぶことはできないし、従ってまさに神の意志であると断言しえるのである。しかも、当時の農民たちの悲惨な生活状態を出エジプト以前のイスラエルの民と対比することによって、この訴えは、神に聞き入れられるはずだと主張している⁽⁴⁾。

次に、諸箇条の内容を考察する。第一条は、共同体による牧師の選出とその罷免権を要求している。自分たちは神の恩寵のみによる救いを求めているので、そのために福音主義的な牧師を必要とし、人間の創造した付加物・教義・命令は、排除されねばならないのである。

第二条は、十分の一税に関する箇条である。ここでは家畜十分の一税としての小十分の一税は完全に否定され、穀物十分の一税としての大十分の一税は、共同体によって運営されるべきだとしている。つまり、大十分の一税は、共同体が選出した教会財産管理人によって徴収され、そして共同体によって選出された牧師とその家族の扶養のために主として利用され、その残余部分は貧民救済へと融資され、それでもまだ残った場合は、軍役や領邦税

の一部へと回される。というのも、彼らによれば、十分の一税は、旧約で定められたが、「新約聖書においては、その義務を果たし終えた」⁽⁵⁾からなのである。

第三条は、有名な農奴制廃止要求である。⁽⁶⁾なぜなら、キリストの贖いは人間誰に対しても平等であり、それゆえに自由を願望することは聖書に基づくからである。⁽⁷⁾ただし、ここではキリスト者の魂の自由と肉の自由とが混同されるのを避け、この自由は権力否定や肉の恣意を指すものではなく、神の戒めの下にあり、そしてそれは、「自分たちが選出し任命した権力」⁽⁸⁾に対する服従と矛盾しないとしている。そして最後には、あくまでも農奴解放か農奴制の存続かのどちらかを聖書によって証明されることを求めている。

第四条は、猟獣・猟鳥・魚の捕獲禁止の解除を要求している。最初に、権力者による猟獣の保護によって作物が食い荒された被害の深刻さを訴えている。そして、その訴えの根拠として、作物は神が人のために育てられ、しかも創造の時に動物たちの支配権を授与された事実を挙げている。⁽⁹⁾さらに、水流の権利の共同体への譲渡も要求している。

第五条は、共有林の伐採権を共同体へ返還するように

求めている。森林が、領主に独占され、二倍の価格で購入しなくてはいけないことは不当であり、従ってそれを共同体の自由な処分⁽¹⁰⁾に委ね、森林保安員を選出すべきだという。さらに、例外として森林の正当なる購入が証明された場合には、兄弟愛と聖書の規範に基づく調停を求めている。

第六条は、賦役の軽減を求め、福音と因習に基づいた処置を要求している。

第七条は、農民と領主との間の協約にしたがった土地保有を要求し、それゆえに、領主からこれ以上の賦役を強いるべきではなく、賦役の時期を限定し、その代償として労賃の支払いを主張した。

第八条は、地代は名望家によって再検査され、軽減されるべきだと訴えている。なぜなら、現在の地代は最低の生活費をも保証しえない額に達しているからだ。

第九条は、新しい法規とそれに基づく重い罰金刑の拒否を要求している。そして、領主の恣意による高額な罰金は不当であり、古くからの成文法に基づいて事件が審理されるべきである。

第十条は、共同体に属していた牧草地や耕地の返還を要求し、それがすでに購入されてしまった場合には、兄

弟愛に基づく調停を促している。

第十一条は、死亡税の廃止を訴え、それは神に背く領主の略奪であると主張している。

第十二条は、神の言葉に基づいて以上の十一箇条を審理するように要求している。しかも、もしこれらの箇条が不当だと証明されれば、直ちにそれを死文化し撤回することを宣言してはいるが、新たに神に背く負担が発見されたならば、新しい箇条として提出する余地も残して⁽¹⁰⁾いる。

これを見る限り、「十二ヶ条」は、多様で複雑な内容を持つている。絶対的自然法に基づく要求（主に共有地問題の一部や農奴制の問題）、慣習に基づく調停（主として対土地領主制や裁判領主制の問題）、さらには、ブルマイスターが指摘したような慣習法から制定法へと移行する際の「規範統制としての自然法」⁽¹¹⁾等も見受けられ、しかも、特に絶対的自然法にはツヴェイングリとルター神学の影響すら認められる。つまり、「十二ヶ条」は、相互に論理的には矛盾しかなない様々なものをも含み込んでしまっていると解釈できないだろうか。

注

(1) 原文は、G. Franz (Hg.), *Quellen zur Geschichte des Bauernkrieges*, in: *Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte der Neuzeit. Freiherr vom Stein—Gedachtnisausgabe*, Bd. 2, Darmstadt 1963. を利用。以下、Franz, *Quellen zur Geschichte* と略。また、その邦訳は前間良爾訳『宗教改革著作集第七巻』（教文館）、瀬原義生訳『原典宗教改革史』（ヨルダン社）、渡辺茂訳『ルター著作集第一集第六巻』（聖文舎）、魚住昌良訳『世界の名著三三—ルター』（中央公論社）の四種類のものがあるが、ここでは最近に翻訳された前間訳を中心に参照したい。

(2) 『宗教改革著作集第七巻』（教文館）三四三頁。以下、「十二ヶ条」の引用はすべて前間訳によるものとする。

(3) 前間訳は四節に、魚住訳は六節に段落分けをしているが、渡辺訳と瀬原訳は原文どおり段落分けをしていない。

(4) ブリックレは、この序文について、農民たちは宗教改革と革命のつながりを否定し、革命の原因は愛や協調を破壊した領主側の非福音的な行為にあると解している。(Blickle, *Die Revolution*, a. a. O., S. 24.) しかし、この序文は明確に矛盾した論理を展開している。つまり、福音が協調と忍耐をもたらすという議論と、福音を求めているはずの農民たちが結集し蜂起しているという事実とが食い違っている点である。その矛盾を埋めるために、ここでは言葉の微妙なすり替えが行われているように思えてならない。つまり、第二節での反キリストの誹謗における「不服従」の意味は、専ら世俗の権力へのそれである

のに対して、第四節の弁明では、その含意をもちながら、神に対する関係へと置き換えてしまっているのである。

ただここで注目しておきたいことは、出エジプト前のイスラエルの例を用いて、抵抗権を論じる手法は、ツヴィングリの著作にも見られ、そこに両者の相関関係が認められないだろうか。『宗教改革著作集第五卷—ツヴィングリとその周辺—』（教文館）一〇六頁参照。

(5) 『宗教改革著作集第七卷』（教文館）三四四頁。ただし、“*etliche*”を「成就した」という訳もある。（魚住訳と渡辺訳）

(6) 浅野啓子氏によると、当時農民がこの要求の根拠として用いたものは、四つに分類されるといふ。①神は、我々を彼の苦しみと死であがなった。②本来自由である。

③聖書にない。④神以外の如何なる領主も持たない。浅野啓子「ドイツ農民戦争期のライプアイゲンシャフト」（『早大』文学研究科紀要）別冊九、一九八二年。

(7) この部分は、二つの「自由」つまり、魂の自由と世俗の自由が、混同あるいはすり替えて用いられている。ただし、「肉の自由の否定」という表現には、ルターの影響が若干認められるが、しかし、根本的にはルターのキリスト者の自由とは異なっている。むしろこの「自由」は絶対的自然法として解釈しない限り成り立たず、従って非常に意味内容が過激であることは否定できない。

(8) この箇所をそのままの意味で解釈するならば、農奴領主という権力自体が、いや他のあらゆる領主権力さえも、

それが共同体から承認されたものでない限り、ほぼ否定されてしまう。しかも、人民との双務契約という思想の影響も見られ、ルター神学よりもむしろツヴィングリ神学の痕跡がより多く見られる。

(9) この箇所は明らかに、墮罪以前の絶対的自然法の基準で論じられている。というのも、実際はその動物の支配権が、人間のうちの誰にあるのかが問題になっているのに対し、当初からその支配権が人間全体に平等にあるかのごとく表現されているからだ。

(10) これを前問氏は、「ツヴィングリの政治神学の発展した姿」と述べ高く評価している。『宗教改革著作集第七卷』（教文館）四六一頁参照。

(11) 例えば、河川・森林・牧草地などの合法的な購入証書があるならば、共同体はその所有者の権利を承認、もしくはキリスト教的な兄弟愛に基づいて当事者に不都合がないようにその証書の変更あるいは調停を求めている点である。さらには、罰金刑についても、古くからの成文法に基づいて審理されるように要求されていることは、すでに文書に基づく法社会が進展していることを示唆しているのではないだろうか。Vgl. K. H. Burmeister, “Genossenschaftliche Rechtsfindung und herrschaftliche Rechtssetzung: Auf dem Weg zum Territorialstaat,” in: *Blickle (Hg.), Der deutsche Bauernkrieg von 1525, Darmstadt 1985.* 以下, Burmeister, “Genossenschaftliche Rechtsfindung,” と略。

(三) 「十二ヶ条」の成立事情をめぐって

「十二ヶ条」における「神の法」思想の実態に迫る際に、その背景にある成立事情を整理することは重要である。というのも、その成立時期や地域、作者、そして起草の目的などの社会的な諸事情を知らずして、「十二ヶ条」の思想的な連関や、その性格について論じることは不可能だからである。ただし、フランツが述べているように、「十二ヶ条」の出生地と著者についてのはっきりとした実証を与えるような証拠は、今もなお存在していないのである。⁽¹⁾

二十世紀初頭までの「十二ヶ条」の成立事情に関する論争については、魚住氏の研究によって明快に整理されているので、⁽²⁾ここではただその概要を述べるだけにしたい。つまり、それは主にその成立地域や著者の問題と、「十二ヶ条」と「メミンゲン陳情書」との関係という二つの論点によってなされてきた。前者については、その成立当初から様々な憶測が飛びかい、研究者の間でも多くの人物がその起草者と目されてきた。しかし、激しい論争の過程で、上シユヴァーベンをその出生地とし、本文の起草者をロツツァー、序文の著者をクリストフ・

シャペラーとする説と、⁽³⁾その起源をシユヴァルトとし、起草に際してバルタザール・フープマイアーが関与したのではないかと考える立場とが有力になっていった。

さらに問題となったのは、「十二ヶ条」と「メミンゲン陳情書」⁽⁵⁾との関係であった。なぜなら、両者は極めて多くの点で、類似性を持っていたからである。⁽⁶⁾従ってここで重要になってくることは、この二つの文書の関係において、一体どちらが先に起草され、どちらの文書も一方の文書の原本であったのかという問題であった。しかも、「メミンゲン陳情書」に関しては、その書かれた日付が二月二十四日から三月三日の間だと推定されており、従ってそのどちらか一方が他方の原本であることが証明されたならば、必然的に「十二ヶ条」の成立時期自体も類推できるのである。「メミンゲン陳情書」を「十二ヶ条」の最初の適用と考えたのは、シユテルン、ゲツツエ、レーネルト、シユトルツエらであり、彼らはその成立時期を三月二十四日以前と推定した。⁽⁷⁾また、逆の説を主張したのは、コルネリウス、バウマンらで、彼らは「十二ヶ条」が最初に市中に出回ったのが三月十九日と伝えられていることから、その成立時期を三月三日

から三月十九日の間と推定した⁽⁸⁾。しかし、両者とも決定的な論拠が見つからないまま、議論は袋小路に入り込んだ感があった。

このような論争に対して一応の決着へと導いたのが、G. フランツであった⁽⁹⁾。彼はまず最初に二十五種類も出回った「十二ヶ条」の版のうち、最も古い版の認定に従事し、様々な理由から、それをアウグスブルクで印刷されたM版だと結論づけた⁽¹⁰⁾。さらにそのことと関連して、「十二ヶ条」は上シユヴァーベン地方から広まったと判断している⁽¹¹⁾。その一つの根拠として、最初に流布した地域が、ウルムやアウグスブルクなどの上シユヴァーベンにより近い都市であったことを挙げている。しかも上ドイツでは、バーデンのマルクグラーフシャフトを除けば、シユヴァールツヴァルト近隣でもほとんど一般的に、「上シユヴァーベン農民の箇条」と呼ばれていたのであり、ただそれより北の地域では、「シユヴァールツヴァルト」という呼称が広まっていたこともあったが、しかし、そのことは北ドイツの人々にとつて、「シユヴァールツヴァルト」とは上ドイツという意味の総称にすぎないのではないかと推定している。

そのうえ、ヴェルツブルクの司教のある秘書が、彼の

年代史の中で推論したところによると、「十二ヶ条」は「バルトリンゲンの諸抗議書」から成立したと述べており、実際その「バルトリンゲンの諸抗議書」は「十二ヶ条」の全ての要求、しかも福音主義から派生した原理的な要求まで含んでいるのである。そして、一般的に農民戦争の初期の段階において、個々の要求の大多数が作成され、その中から「十二ヶ条」のような改革のプログラムが創り出される場合が多く、しかもその逆のケースはどこにも発見されていない。さらには、「バルトリンゲンの諸抗議書」の中から、「十二ヶ条」の引用も存在しなければ、聖書の引用も全く不統一である。以上のことから、「十二ヶ条」は「バルトリンゲンの諸抗議書」からの編集によって作成されたものであり、従つて、その成立時期もその諸抗議書が提出された二月十六日と、「十二ヶ条」の最初の印刷が伝わった三月二十日との間だと推定した⁽¹²⁾。

さらに、フランツは「メミンゲン陳情書」もしくは、「メミンゲン箇条」と「十二ヶ条」との関係について分析し、旧来の学説における有力な根拠を列挙しながら双方の説の有効性について言及し、それに基づいて、「十二ヶ条」と「メミンゲン陳情書」はともに、バルトリン

ゲン農民団の書記であつたゼバスチャン・ロツツアーの
手によつて、同時並行的に編集されたと類推したのである⁽¹³⁾。
従つて、「十二ヶ条」の成立時期に関しては、ロツ
ツアーがバルトリンゲン農民団の書記となつた二月二十
八日を上限とし、「メミンゲン箇条」の成立時期の下限
である三月三日をその範囲としたのである。

さらには、ゲツツエが指摘した序文と本文との文体の
違い、特に序文が第三者の立場で書かれていることなど
に注目し、その序文は農民運動の外部にいる神学者に
よつて書き加えられたものであり、年代史などから類推
すると、おそらくその作者はシャペラーであろうと判断
した⁽¹⁴⁾。つまり「十二ヶ条」は、二月二十八日と三月三日
との間に、バルトリンゲン農民団の書記であるゼバス
チャン・ロツツアーによつて「バルトリンゲンの諸抗議
書」を基にして、「メミンゲン箇条」と同時並行的に編
集し起草され、しかもシャペラーによつて聖書の引用と
序文が付け加えられたと結論を下したのである⁽¹⁵⁾。

約四十年以上もの間ほとんど定説になりつつあつたこ
のフランツ説に対して、新しい史料を発見することに
よつて修正を加えたのが、ブリックレであつた⁽¹⁶⁾。彼によ
れば、メミンゲンの「キリスト教同盟綱領」と類似した

「同盟綱領」が、フライブルクで二つ（彼は「A草案」、
「B草案」と命名した）、バーゼルで一つ（さらに「C草
案」と命名した）発見されたという。そしてその三つの
内容を比較すると、「C草案」より「B草案」の方が要
求に過激さを増し、また、「A草案」と「B草案」には、
同盟に対する支払い義務などの要項がみられ、しかもそ
の両者には、農民運動の組織形成の整備と軍事上の安全
確保を志向していることから、「C草案」を最も古
いものであると断定したのである⁽¹⁷⁾。しかも「A草案」と
「B草案」には、「古き謝肉祭の次の日曜日」（三月六日）
という日付が明示されており、従つて、「C草案」の成
立時期を三月六日以前と定め、さらに当時の書簡集の記
述などから、それら三つの同盟綱領の出生地を上ライン
と認定した⁽¹⁸⁾。

さらにA、B、Cの各草案と、「メミンゲン同盟綱領」
（日付三月七日）との類似性や日付などの関係から、後
者が前者の三つの草案のいずれかの影響を受けたのでは
ないかと推定し、「A草案」と「B草案」が一日では
シユヴァルツヴァルトから上シユヴァーベンへ伝達不可
能だと考えられるから、「C草案」ないしはその類似の
草案（彼は「C B草案」を想定した）が「メミンゲン同

盟綱領」の原本であると類推したのである。⁽¹⁹⁾ その上ブリックレは、「A草案」と「B草案」の両方に欠けているが「C草案」に含まれている部分が、「十二ヶ条」と非常に相似な内容を持つていた点を指摘している。例えば「C草案」においては、短く要約された形態で、農奴制・死亡税・小十分の一税・賦役の廃止、並びに狩猟と漁業の自由などが要求されているのである。そして、より決定的なことに、「十二ヶ条」のあの最後の条項、つまり聖書とは一致しない要求の削除を認めながらも、聖書から新たにそれ以上の要求が導き出せるならば、それを提示しうるという内容を含んだ文章が発見されたのである。⁽²⁰⁾ そして、これをブリックレは「十二ヶ条」の未成熟な段階と呼んでいる。

さらにブリックレは、「C草案」を「十二ヶ条」のオリジナルであると仮定する根拠を挙げている。例えば、「C草案」が「十二ヶ条」の第一条の内容に相応するいわゆる「牧師選出箇条」を持つているのに対して、印刷された「メミンゲン同盟綱領」はその箇条に対応する部分において意味の不明確な内容を持っており、そのことから「C草案」が「メミンゲン同盟綱領」の原本らしいと推定されることや、また「C草案」が「十二ヶ条」の

第九条の罰金刑箇条と内容上一致するものを含んでいることなどを挙げている。要約するならば、「C草案」は、「十二ヶ条」の要求のうち、第五条（伐採権）、第七条（地代の軽減）、第十条（共有地の返還）を除いてすべて含んでいるのである。⁽²¹⁾ ブリックレはこのような分析に基づいて、以下のような結論を下した。つまり、ロツツァーは「C草案」ないし、想定されうる「CB草案」を編集し再加工する際に、「メミンゲン同盟綱領」には農民団の組織に関する内容を振り分け、他方で単なる抗議に関する条項を「十二ヶ条」に適用させていったのである。⁽²²⁾

また一方で、ブリックレは「メミンゲン陳情書」の内容を「メミンゲン地域の諸抗議書」と「C草案」との三者関係から三つのグループに分類し考察している。つまり、(A)「メミンゲン陳情書」の要求のうちで、「メミンゲン地域の諸抗議書」と「C草案」の両者ともに含まれているもの、(B)「メミンゲン地域の諸抗議書」には含まれていて「C草案」には含まれていないもの、(C)逆に「C草案」には含まれていて「メミンゲン地域の諸抗議書」の中には存在しないもの⁽²³⁾とである。この分類に従うと、(A)には狩猟と漁業の自由、罰金刑箇条、

さらには結婚の自由などの諸要求が該当し、それに対し
て(B)は、木林不足や地代の高さについての訴えなど
を含み、さらに(C)に該当するものとしては、賦役や
牧師選出の箇条が挙げられるのである。そのような実証
と考察に基づいてブリックレは、「十二ヶ条」が(C)
に該当する牧師選出箇条と賦役箇条を含んでいたことか
ら、「メミンゲン陳情書」と「十二ヶ条」の両者がメミ
ンゲン地域とは無縁でしかも「C草案」から取り入れた
と推定されうる要求を共通に保有していたことになる。
従って、そのことから「メミンゲン陳情書」と「十二ヶ
条」が相互に関係し、さらには「メミンゲン陳情書」も
手本「C草案」の要求をさらに発展させた⁽²⁴⁾と推定したの
である。つまりこの推定に従うならば、ロツツァーは上
ラインの同盟の「C草案」ないし「CB草案」から「メ
ミンゲン陳情書」と「十二ヶ条」の二つを同時に編集し
たことになる。

以上が「十二ヶ条」をめぐるブリックレ説の概要であ
るが、このことは以下の三点において、重要な意義を
持っている。それは、①従来から問題となっていた「十
二ヶ条」の上ライン起源説と上シュヴァーベン起源説に
対して、「十二ヶ条」の成立に関して両地方からの影響

を証明し、結果として両説を統合し、②「メミンゲン陳
情書」と「十二ヶ条」との関連性と、さらには「十二ヶ
条」の起草に際してロツツァーやシャペラーとの関わり
については、フランツ説をそのまま継承し、③しかし、一
五二五年の蜂起のための主導的な理念が、ロツツァーな
どの知識人が「十二ヶ条」を作成する以前に、すでに民
衆の中で醸成していたと指摘したことである。しかもさ
らに、別の文献でシュヴァルトヴァルトでも手本の「十
二ヶ条」が発見され、それが上シュヴァーベンの「十
二ヶ条」の要求内容の核心的な部分を含んでいたと述べ
ている。⁽²⁵⁾ただこのブリックレ説は、最近に出されたゼー
バスの膨大な資料に基づく実証研究によって、異論を唱
えられており、現在ではその二つの研究が有力視されて
いる。⁽²⁶⁾

注

- (1) G. Franz, "Die Entstehung der Zwölf Artikel der deut-
chen Bauernschaft," in: *Archiv für Reformationsgeschichte*
36, 1939, S. 194. 以下 Franz, "Die Entstehung," と略。
(2) 魚住昌良「所謂『十二箇条』の成立事情をめぐって」
〔アジア大学諸学紀要〕X。以下、魚住「所謂『十二箇
条』の成立事情をめぐって」と略。

- (3) この立場に立つ人物として、A・ゲツシホ、F・L・コルネリウス、H・シューターが挙げられた。A. Götzke, "Die Zwölf Artikel der Bauern 1525," in: *Historische Vierteljahrschrift* 5, 1902. Ders., *Die Artikel der Bauern 1525*, 1901. フォトゴツェ, *Die Artikel der Bauern 1525* 2巻。F. L. Baumann, *Die Zwölf Artikel der oberschwäbischen Bauern von 1525*, Kempten 1896. フォトバウマン, *Die Zwölf Artikel*, 2巻。H. Böhm, "Die Entstehung der Zwölf Artikel der Bauern, von 1525," in: *Blätter für württembergische Kirchengeschichte* NF14 1910.
- (4) この見解に立つ者のとして、A・シムトロン、W・シムトロンが挙げられた。W. Stolze, "Zur Geschichte der 12 Artikel von 1525," in: *Historische Vierteljahrschrift* 8. Ders., "Die 12 Artikel von 1525 und ihr Verfasser," in: *Historische Zeitschrift* NF55 1903. フォト・ストルゼ, "Die 12 Artikel und ihr Verfasser," 2巻。A. Stern, *Über die Zwölf Artikel der Bauern und einige andere Aktenstücke aus der Bewegung von 1525*, 1868. フォトスターン, *Über die Zwölf Artikel* 2巻。
- (5) Franz, *Quellen zur Geschichte*, S. 168. の原文が在中。
- (6) 魚住、前掲「所謂『十二箇条』の成立事情をめぐって」に五頁を参照。
- (7) Stern, *Über die Zwölf Artikel*, a. a. O. Götzke, *Die Artikel der Bauern 1525*, a. a. O. A. Lehnert, *Studien zur Geschichte der 12 Artikel*, Diss. Halle, 1894. Stolze, "Die 12 Artikel und ihr Verfasser," a. a. O.

- (8) Cornelius, *Studien zur Geschichte des Bauernkrieges*, 1861. Baumann, *Die Zwölf Artikel*, a. a. O.
- (9) Franz, "Die Entstehung," a. a. O.
- (10) その実証のために、彼は最初に、M版とB版のうちいずれかが先かという認定を行っている。両者の相違は、特に前者が後者よりも第三条に関してより詳細に記述していることが認められるが、M版では、余白に同じ聖書の箇所(ロマ書十三章)が二回も引用され、しかもその引用はここでは意味がなくなっていたのに対して、B版ではこの箇所が数行の文へ圧縮され、この箇所の二重引用が論理的にならなくなっている。従って、B版ではM版からの引用をただ機械的に受け継いだと判断した。また、他のいかなる版も余白に二回も聖書のその箇所を引用しておらず、従ってM版が最も古いものだと認定できると主張している。(Ebenda, S. 195.)
- (11) Ebenda, S. 196.
- (12) Ebenda, S. 201.
- (13) Ebenda, S. 206.
- (14) Ebenda, S. 209.
- (15) Ebenda, S. 209.
- (16) P. Blicke, "Nochmals zur Entstehung der Zwölf Artikel im Bauernkrieg," in: ders. (Hg.), *Bauer, Reich und Reformation*, Stuttgart 1982, S. 306. フォトブリーク, "Nochmals zur Entstehung," 2巻。ブリックの説については、前掲氏と詳しく説明されている。前掲、『宗教改革改革著作集第七巻』(教文館)五五七頁以下参照。

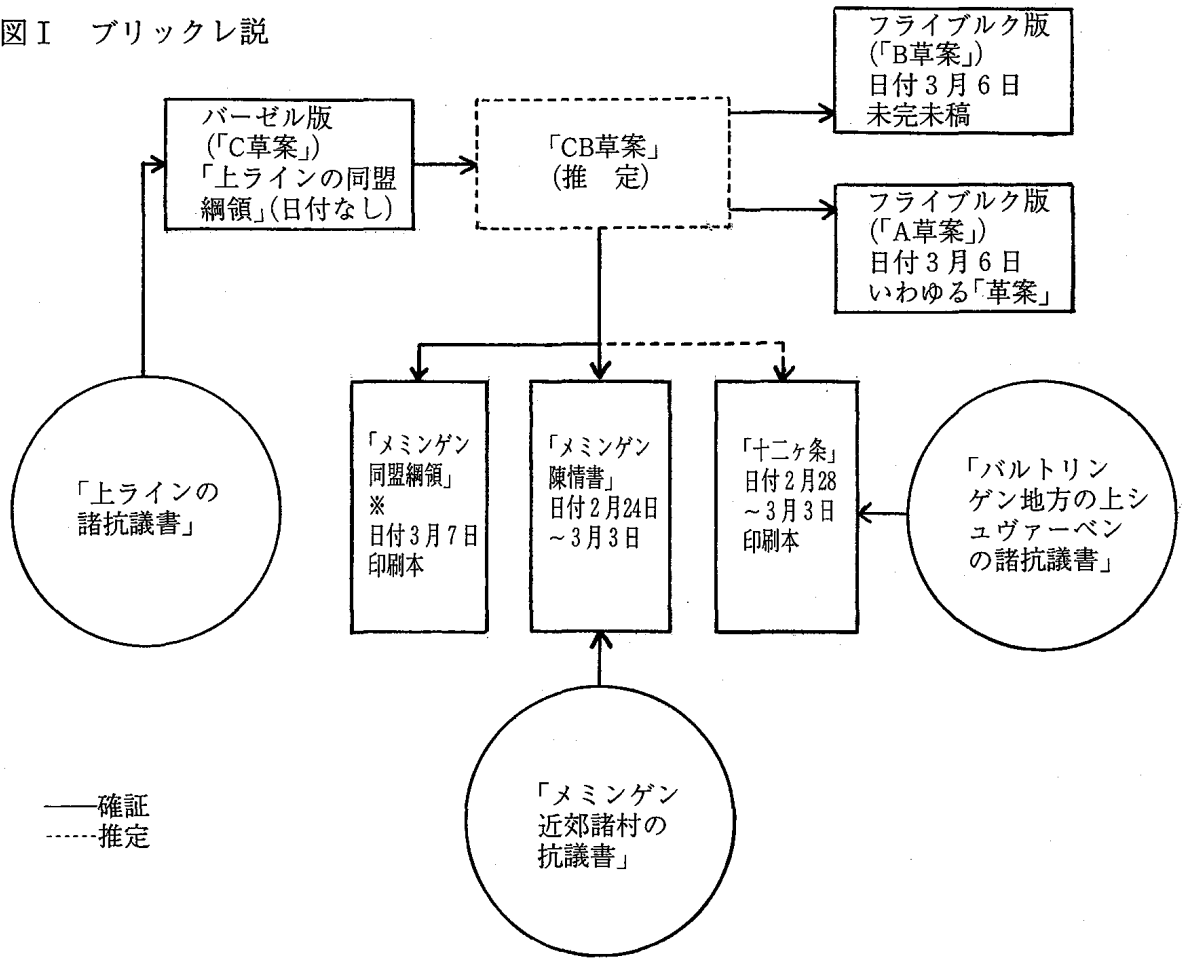
- (17) Bickie, "Nochmals zur Entstehung," S. 292.
 - (18) Ebenda, S. 292.
 - (19) Ebenda, S. 296.
 - (20) Ebenda, S. 297.
 - (21) Ebenda, S. 299.
 - (22) Ebenda, S. 299.
 - (23) Ebenda, S. 303.
 - (24) Ebenda, S. 305.
 - (25) Bickie, "Die Zwölf Artikel der schwarzwälder Bauern von 1525," in: Rainer Postel/ Franklin Kopisch (Hg.), *Reformation und Revolution*, Stuttgart, 1989.
 - (26) G・ゼーバスの研究は、「キリスト教同盟綱領」や「十二ヶ条」の成立事情だけでなく、世俗の *Bann* の分析などに基づいて、シュヴァルツヴァルト農民団の「箇条書」や「国制草案」の著者や成立地域、さらにはその性格規定についても分析しており、文献学的実証の豊富な研究である。(G. Seebas, *Artikelbrief, Bundesordnung und Verfassungsentwurf*, Heiderburg, 1988.) ハッパではただ、「十二ヶ条」に関するその成果の概略だけを述べることにする。
- ゼーバスは、現在伝わっている「キリスト教同盟綱領」のあらゆる版(十一の手本と十一の印刷本)を比較分析し、その特徴と関係ルートにしたがって、まずそれらを五つのグループ(手本三、印刷本二)に分けた。そして結論から言えば、上述のようにブリックレが手本の「C草案」が、印刷本の「キリスト教同盟綱領」の原型であ

るとしているのに対して、むしろその逆であったと推論したのである。その根拠として、第一に、その地方の混乱は四月初になって初めて起こったことなどを考慮にいれば、ブリックレのようにバーゼル版(「C草案」)の成立を三月六日以前だとは見なせない。第二に、フライブルク版(「A草案」)が、印刷された「キリスト教同盟綱領」とは関係のないものとは考えにくい。というのも、その版にバーゼル版の第四条と第五条が欠けていることは、フライブルク版の急進化ではなく、むしろバーゼル版のそれを示すものだからだ。(その理由の詳細については割愛する。)第三に、フライブルク版がバーゼル版の基となったと根拠づけられる箇所と、その逆のものを示す箇所(両方が認められるため、両者は共通なものは、非常に類似してはいるが異なった変化をした前段階の文書に遡るのではないかと推論できる。以上のことを踏まえた上で、さらに手本としてアウグスブルク版(ブリックレはこれについてほとんど言及していない)の意義を指摘し、上ラインの *Langfassung* (長い草案)の源となったものの存在を想定した上で、その三つの手本のグループ(アウグスブルク版、バーゼル版、フライブルク版)が、印刷本の後に生まれたものであって、つまり印刷本の「キリスト教同盟綱領」や「十二ヶ条」がむしろ、上ラインの「同盟綱領」の基であり、その逆を考えたブリックレ説を正面から否定したのである。

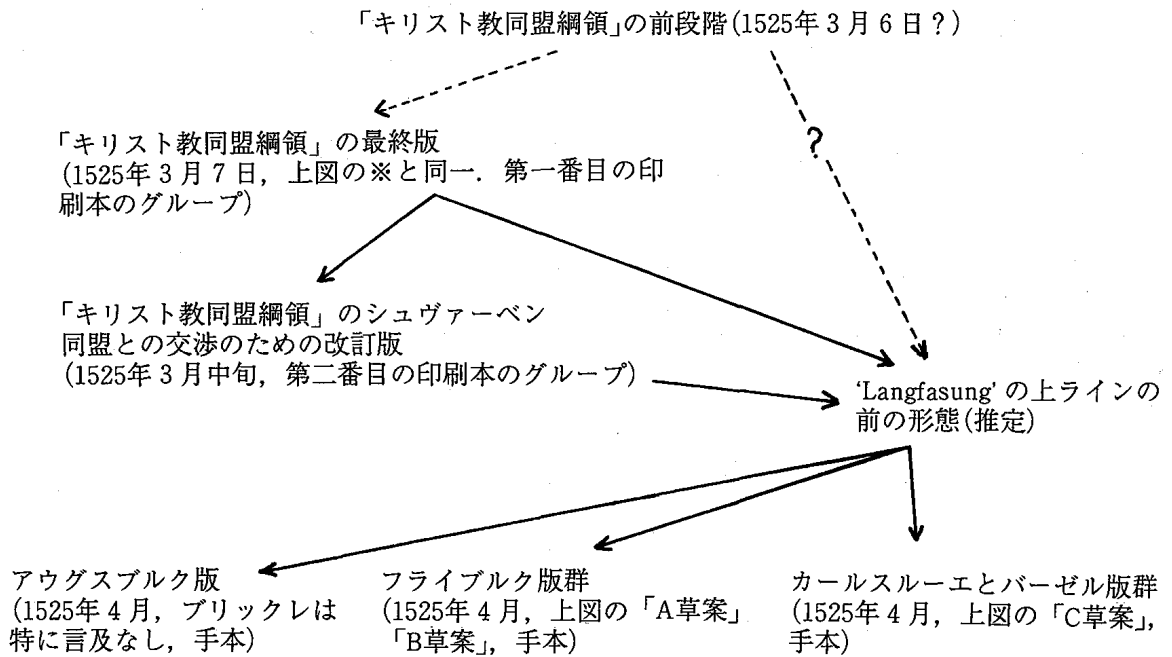
ただゼーバスは、「C草案」と「A草案」が「十二ヶ条」より後にできたものだとはいわぬが、「十二ヶ条」

「十二ヶ条」と「メミンゲンのキリスト教同盟綱領」の由来についての説明

図Ⅰ ブリックレ説



図Ⅱ ゼーバス説



ドイツ農民戦争期における「神の法」思想と「十二ヶ条」について

が上ライン起源なのか、上シュヴァーベン起源なのかという問題についてはその明言を避けている。というのは、ここで解つたことは、「十二ヶ条」が成立するまでのルートではなく、むしろそれ以後のルートのほんの一部に過ぎないからである。従つて彼の研究によつて「十二ヶ条」成立事情については、より一層の混迷に陥つた感は否めない。

(四) 「十二ヶ条」の性格について

「十二ヶ条」は、その表面上の穏やかな調子から、従来は一般的に穏健な改革案と見なされてきた。しかし、その根柢は必ずしも明確ではなく、ただ急進派の思想や行動と比較して、明らかに暴力革命を否定している点が、挙げられるかもしれない。特にマルクス主義の研究者は、一般的に「十二ヶ条」を急進派の政治文書とは見なさず、それ故に革命的だと考えることはほとんどなかった。つまり、全てのものを経済的視点から階級概念に還元して性格規定を行うこのマルクス主義的方法は、合理的に物事を整理できるといふ長所を持つてはいるものの、そこから抜け落ちてしまふものを分析し難いのではないだろうか。仮にそのような分け方をすれば、「十二ヶ条」を穏和派の政治文書とすることには賛成だが、それゆえに

それ自体を即座に穏和なものだとは規定し難いだろう。ただベンジングラの解釈の中には、作者の意図とその影響力とを分けて考える志向性がみられ、その点は評価したい。⁽¹⁾

「十二ヶ条」は、非マルクス主義学派では十九世紀以来地方史家などによつて最も重要な研究対象の一つとされてきた。しかし、その中心は「十二ヶ条」の性格規定というよりも、むしろその成立事情をめぐつてなされていた。特にバウマンは、「十二ヶ条」を「上シュヴァーベンのキリスト教同盟」のプログラムとして、領主やシュヴァーベン同盟との交渉で用いられるためのものであつたと指摘している。⁽²⁾ しかも、彼はそれに対する指導者たちと農民大衆との間の見解の相違を指摘し、それぞれにとつての「十二ヶ条」の意味を分けて解釈している点は、示唆的である。

また、農民戦争の包括的な研究を行ったフランツも、基本的には「十二ヶ条」を急進的な綱領ではなく、「実行可能な、慎重に考えぬかれた改革案であつた」⁽³⁾と述べている。その理由として、三つの隷属関係のうちで完全に排除する対象となつたのは、農奴領主制だけであることとを挙げている。つまり、土地領主制は収益の減少のみ

でほぼ侵害されず、裁判領主制は可能な限り農村共同体から排除される対象になってはいたが、その存在そのものを否定されてはいなかったのである。ただこのフランツ説は、「十二ヶ条」の持つ内容それ自体に対して実現可能で穏和なものだとしてはいるが、それが結果として与えた影響については、彼が農民戦争を政治革命だと理解し、「神の法」と「古き法」との合流をその大きな原因の一つだとみなしていることから考えると、革命性を示唆するような表現も見られる。

フランツ以降の研究者も、領邦高権と村落自治との対抗の中に「十二ヶ条」を把握し、その穏和な性格を認めている点において、基本的にフランツの見解との相違は見受けられない。特にヴァルダーにいたっては、「十二ヶ条」の中に宗教改革的な意志よりも、その政治的性格、つまり、ヘルシャフト的な原理に対抗したゲノツセンシャフト的な原理のマニフェストとしての意味を強調し、宗教改革を農民戦争の原因だとする見解に反論している。⁽⁴⁾

農民戦争史家ばかりでなく、宗教改革史家もほぼ同様の見解に立つものが多かった。まずシュトウペリヒは、「十二ヶ条」を純粹な改革綱領として把握し、その革命

的な色調を否定した。⁽⁵⁾つまり、「十二ヶ条」には交渉を要求し、暴力を拒絶するような中庸の精神が現れ、しかも、ルターの著書「キリスト教貴族に与う」を思い起こさせるというのである。また、M・ブレヒトも「十二ヶ条」とルター神学との関係を強調した結果、「十二ヶ条」は政治的な秩序を変えようとしたのではなく、ただ正当な不平を取り除いてもらおうとしただけだ⁽⁶⁾と他の研究者以上にその穏和な性格を強調している。

これらほとんどの見解は、「十二ヶ条」の起草者の意図と、「十二ヶ条」の内容が与える社会的影響とを明確に分けて論じておらず、しかも特に後者に関しては、結果としてそれが領主財政にどのような打撃を与え、そしてどのような社会秩序を志向しているかという問題についてのより厳密な分析に欠けていたように思われる。

そのような見解に対して、画期的な転換を迫ったのがブリックレ説であった。⁽⁷⁾というのも、ブリックレは単なる抗議の集まりとして見られがちな「十二ヶ条」の中に共同体を基盤とした国家構想を認め、しかもその諸要求が領主に与える社会・経済・政治的影響を緻密に分析し、彼特有の概念規定によりながら、それを「革命的」と命名したのである。

彼によれば「十二ヶ条」は二重の意味で、つまり、具

体的関係における農奴制(三条)、十分の一税(二条)、そして牧師選出(一条)などの諸箇条の内容と、原理的關係における社会や統治の形成原理としての福音主義の原則とにおいて、革命的であるというのである。まず、農奴制の全廢要求は領主権力の空洞化を意味する。なぜなら、村落やその他の地域の支配権力としての封建領主は、特にシュヴァーベンなどの小邦分裂地帯では、農奴制に非常に高く依存しており、場合によっては、農奴制から徵稅權・軍事權・裁判權なども由来していた地域もあったからだ。すなわち、農奴制が全廢されることは、經濟的基盤のみならず、領邦国家形成のための強力な手段の一つをも失うことに等しかったのである。次に十分の一税の公有化の要求は、封建制の上層段階の權利を徹底的に破壊することを意味した。というのも、従来の十分の一税の収入は、上シュヴァーベンなどの地域では、封建領主や都市の自治団体の福祉施設の全収入のうち三分の一から時には二分の一にまで及んでいたからだ。さらに、牧師選舉制はカトリック教会や封建領主から司牧という手段のみならず、經濟的實力を高め政治的なプロパガンダを行うための手段をも奪い取ることになったの

である。

最後に、福音主義の原理を掲げた要求は、次の四つの意味で革命的であった。つまり、①神の言葉を世俗の中で実現していくことが、人々に平和的な世界への願望を燃え立たせ、②福音主義によって一貫して古い法規範が、たとえそれが旧来の農民の權利回復要求であったとしても、廢棄されてしまい、③神の言葉に従った生活を訴えることが、意図的に社会・政治的な変革を示し、④しかも「十二ヶ条」ではその最後の箇条において、より一層の革命的なプログラムを創設する余地を残している点である。

實際問題として、「十二ヶ条」の要求を完全に履行してしまつたならば、旧来の支配秩序は音を立てて崩れ始め、ゲマインデを基盤とした別の社会が出現してしまつただろう。しかし、明らかに「十二ヶ条」は、平和を志向して穏和的な解決を意図したものである。このブリックレの指摘は、「十二ヶ条」の諸要求が持つ意味内容をより厳密に分析した点、まさに画期的であったが、逆に旧来の研究者たちが指摘していたように、その成立に際して著者がどの様な具体的状況に迫られて、何を目的として起草したのかという視點に乏しいように思われる。

ブリックレのこの主張を受けて、マルクス主義的見地から「十二ヶ条」の革命的性格を唱えたのがG・フォーグラマーであった。⁽⁸⁾彼自身その理由をブリックレほど明確には述べていないが、⁽⁹⁾私がまとめたところではその主張は特に以下の点に中心が置かれているように思われる。第一に、「十二ヶ条」の序文が、神の意志の明示という原理的な議論に基づいているため、ブリックレが指摘したように、多様な解釈を許し、従ってより一層の革命的なプログラムが形成される余地を与え、しかも反乱の正当性をも承認可能にした。⁽¹⁰⁾第二に、農奴制の否定、封建的諸負担の軽減要求、さらにはある一定の権利回復をめざした努力の中に、反封建的な衝撃への方向性が認められる。⁽¹¹⁾というのも、「十二ヶ条」の要求内容は、封建主義から資本主義への移行期における根本問題を指し示し、従ってこれらの要求の実現化は、農民たちの主観的な意図を越えて、資本主義への発展の促進につながるからである。具体的には、農村の移住の自由の拡大、封建権力による農民の剰余生産物の搾取の減少、司法上の保護、そして共同体の権利の防衛などの諸要求は、資本主義の本源的蓄積とマニユファクチュア資本の農村への投入を助成することに結びつくのである。このフォーグラマーの

指摘は、あくまでも経済的利害を中心にして「十二ヶ条」を特徴づけている点はマルクス主義的方法論を踏襲していると思われるが、しかし従来の階級概念にこだわることなく論じている点は斬新だといわざるをえない。⁽¹²⁾最後にガンゾイアーの研究について触れてみたい。彼はブリックレらの研究によりながらも、宗教改革と農民戦争期の多くの文書を、六つのメルクマールを設けて、国制史的な観点から体系的に分析し、それぞれを位置づけようという意欲的な試みを行っている。⁽¹³⁾その結果、彼によれば「十二ヶ条」は、地方分権主義から普遍主義へと暫時進行していた諸抗議書の発展過程の中でその頂点に位置し、⁽¹⁴⁾それゆえに非常に革命的だというのである。しかし「十二ヶ条」の理解に関する限り、彼が自ら創出した独特なメルクマールによってその国制史上の位置づけを行っている点はユニークであるが、その基本的な理解はブリックレ説をほとんどそのまま継承している。

注

- (1) M・ベンジング、S・ホイヤー著『ドイツ農民戦争』瀬原義生訳（未来社）八二頁参照。
- (2) F. L. Baumann, *Die Zwölf Artikel*, a. a. O.
- (3) G. Franz, *Der Deutsche Bauernkrieg*, 10 Aufl. Darmstadt

- 1974, S. 125. [寺尾誠／中村賢二郎／前間良爾／田中真造訳『ドイツ農民戦争』(未来社、一九八九年)一九三頁]。
- (4) E. Walder, "Der politische Gehalt der Zwölf Artikel der deutschen Bauernschaft von 1525," in: Blickle (Hg.), *Der deutsche Bauernkrieg, von 1525*, Darmstadt 1985.
- (5) シュトウペリト著『ドイツ宗教改革史研究』森田訳(ホルタン社)八三頁。
- (6) M. Brecht, "Der theologische Hintergrund der Zwölf Artikel," in: *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 85, 1974, S. 51.
- (7) Blickle, *Die Revolution*, a. a. O., S. 2330.
- (8) G. Voger, "Der revolutionäre Gehalt und die räumliche Verbreitung der oberschwäbischen Zwölf Artikel," in: Blickle (Hg.), *Revolte und Revolution in Europa (Historische Zeitschrift, Beiheft 4 NF)*, München 1975, S. 206—231.
- (9) フォーグララーによれば、革命とは全体的に社会を根本的質的に変えること、ないしはその個々の社会現象として理解されているものである。従って革命的と呼ばれている現象は、革命的な広がりを持って影響を与え、既存の社会に対する願望や行為の表現であり、根本的質的な変革を目指すものだとする。(Ebenda, S. 208.)
- (10) Ebenda, S. 213.
- (11) Ebenda, S. 217—218.
- (12) F. Gansseuer, *Der Staat des gemeinen Mannes*, Frankfurt a. M./Bern/New York/Nancy 1985, S. 135—142.
- (13) ガンゾイアーの考案した地方分権主義(その地方の問題に限定された特殊性)の六つのメルクマールとは、formal(形式、特に印刷本か、手本か)、lokal(地域的特殊性)、personal(個人的な人物への訴えであるかどうか)、kasuell(偶然性)、legitimatorisch(正当化の内実)、habituell(因襲的な性格)のことである。従って、このメルクマールに該当しない文書ほど、彼によればより普遍性を持っている。(Ebenda, S. 116—117.)
- (14) Ebenda, S. 142.
- (五) 「十二ヶ条」と「バルトリンゲンの諸抗議書」における「神の法」の形成過程をめぐって
- 今までは、「十二ヶ条」と「神の法」思想との関係を明らかにするための前段階として、主要な諸学説の整理を試みてきた。しかし、この節では実際の史料に当たることによって、それらを検証してみたい。特にそのための一つの試みとして、「十二ヶ条」における「神の法」思想の形成過程を、「バルトリンゲンの諸抗議書」との比較を通じて、⁽¹⁾分析することにする。
- まず対象となる史料であるが、上シュヴァーベンの諸抗議書を含んだ文献のうちで刊行されているものは、全

部で四つのものがあるが、ブリックレのグループが表の形でその抗議内容を整理してまとめており、それを十分に利用していききたい。まず第一に、この上シュヴァーベン地方の諸抗議書のうちバルトリンゲン地方に属するものは、そのブリックレらが作成した表に載っている番号でいうと一番から四十一番である。しかもそのうちで「神の法」に基づく要求を行っているものは、全部で十四個しかない。それではまず最初にそれぞれの要求項目ごとに、両者の「神の法」の引用の比較を試みることにした。

まず、それらの要求項目を以下の基準で整理したい。

(a) 「十二ヶ条」にも「バルトリンゲンの諸抗議書」にも含まれているもの (特に宗教改革、農奴制、十分の一税)、(b) 前者には含まれてはいるが後者には含まれていないもの (特に共有地関係の一部など)、(c) 前者には含まれてはいるが後者には含まれていないもの (特に土地領主制関係)、という二つの分類基準である。それでは (a) に該当する項目から始めることにする。

「神の法」を根拠とした要求として両文書に含まれているものは、他の (b) と (c) に属するものよりも極めて多い。これは明らかに、量的な問題において「十

二ヶ条」と「バルトリンゲンの諸抗議書」との間にある種の相互関係があったことを示唆している。まず最初に、宗教改革の項目、特に新しい福音の告知に関する両者の該当箇所をここに訳出してみる。

「十二ヶ条」

第一条「このようにして選ばれた牧師は、私たちに聖なる福音を純粹かつ明瞭に説教すべきであり、人間が創造した⁽⁵⁾いかなる付加物、教義、命令をも加えてはならない。」⁽⁵⁾ “Derselbig erwolt Pfarrer soll uns das hailig Evangelii lauter und klar predigen one allen menschlichen Zusatz, Leer und Gebot.”⁽⁶⁾

第二条「神の言葉を明確に告知する牧師こそ」“ainem Pfarrer, so klar das Wort Gots verkündt.”

「バルトリンゲンの諸抗議書」

「(私たちは) 永遠に生きつづけ決して干からびることのない言葉、すなわち聖なる福音を今から私たちのために採用するように切に願います。……そして、神の言葉と福音から啓示されるものを私たちに告知することが(私たちの切なる願いである。)」“begeren erstlich yetz

und furerhyn fur uns zu nemen das lebedig ewig unver-
truckt wort, das hailig evangelium...das man uns ver-
kunt das wort gottes und was das evangelium ausswist,"
(26^d)⁽⁷⁾

「あらゆる人間的な付加なしに、私たちに聖なる神の言
葉をはっきりと純粹に告知する (牧師)」
「die uns das
hailig gotlich wort lauter und rain on allen mentzlichen
zusatz verkinden." (26^h)⁽⁸⁾

「(牧師や説教師は) 神の言葉をはっきりと明瞭に告知
し、述べ伝えるべきである。しかしそれは今まで禁ぜら
れ抑制されてきた。」
「das goezwort luter und clar ver-
kunden und sagen solle, daß doch byssher verboten und
verhalten ist." (55^e)⁽⁹⁾

「彼らが人間の教えや付加を用いず、人間的な恐れなし
に、明瞭な神の言葉を説教することを (お願いする。)」
「das sy das lauter wort gottes predigen on menschen ler,
zusatz, on fercht menschliche." (88^o)⁽¹⁰⁾

「新約聖書によつて福音の聖なる神の言葉が、告知され
注解されるべきである。」
「das hailig gotlich wort des
evangelis mit dem neuen testament verkunt und au-
Bgelegt werden." (89ⁱ)⁽¹¹⁾

第一に、内容的にも、表現においても両者の類似性が
はっきりと見て取れる。特に顕著なのは、「klar」や
「lauter」という言葉の使用と「あらゆる人間的な付加
なしに」という慣用句にも似た表現である。しかも、
「十二ヶ条」はそれらの言葉をそのまま取り入れており、
従つて、フランツが述べているように、「バルトリンゲ
ンの諸抗議書」が「十二ヶ条」に、どの様な形であれ
関係していることは明白である。

しかし、両者の比較から解することはそれだけにとどま
らない。第一に明らかなのは、「十二ヶ条」の第一条
の量的な長さである。つまり、「バルトリンゲンの諸抗
議書」に含まれているこの同じ要求に使われた文字の量
に比べて、およそ二倍から三倍近い量を「十二ヶ条」は
費やしていると見積れる。しかも両者の違いはその量的
問題だけではない。一見して目につくことだが、「十
二ヶ条」にはなぜ福音を告知しなければならないのかと
いう理由を詳細に述べているのに対して、「バルトリン
ゲンの諸抗議書」の現存している史料からは、ただ「福
音を告知すべし」という当為の言葉はあつても、その根
拠や理由を述べているものは一つもない。しかも「十
二ヶ条」におけるその根拠づけは極めて巧妙で、神の恩

寵によつてはじめて救われるというルター主義の根本原理をほとんど矛盾なくそこに用いている。ここに明確な形で、いわゆる諸要求の「理論武装の高度化」ともいえる傾向がはつきりと認められる。つまり、民衆の中で芽生えてきた法思想を、ロツツァーという知識人が接ぎ木するような形で発展させたのである。「バルトリンゲンの諸抗議書」の段階では、ある意味ではベツカーが指摘したような主意主義的な要素も見られなくもないが、この要求に関する限り、「十二ヶ条」ではかなりの程度にまでその姿は影を潜め、宗教改革の成果をも取り入れて一般的に通用するような説得性を新たに与えられているのである。

次に、牧師選出要求にはいる。「バルトリンゲンの諸抗議書」のうちで、この要求に「神の法」をその根拠に用いている史料は一つしか残っていない⁽¹³⁾。その部分を「十二ヶ条」のものと比較してみると、まずその共通点として、ゲマインデによる牧師の選出権を新しい福音の告知によつて正当化している点が挙げられる。ただ両者の文書に見える決定的な違いは、「十二ヶ条」における要求の主体が「全共同体」“ain ganze Gemain”という全ドイツに有効な概念であるのに対して、この史料の第

一条では「私たち」*Wir* というせまい範囲にしか通用しない当時者同士の用語を用いていることである。つまり「十二ヶ条」のこの箇所では、その地域的な限界性を克服しようという努力の痕跡がはつきりと見て取れるのである。

次に、農奴制について分析する。農奴制に関する諸要求のうちで「十二ヶ条」と「バルトリンゲンの諸抗議書」の両方に含まれているものは、農奴制からの自由を主張する要求と死亡税廃止要求の二つだけである。しかし、「バルトリンゲンの諸抗議書」の数ある文書のうちで、「神の法」に基づく要求としての農奴制関係のものが最も多いということから、それがどんなに激しく人々の不満を買ったのかが窺えると思う。それではまず、農奴制からの自由を主張している要求に関して、「バルトリンゲンの諸抗議書」の該当する箇所を抜き出してみた。

「彼らは農奴制について抗議している。なぜなら、唯一全能なる神、私たちを創りたもうた神御自身以外は、如何なる主人をも持とうとは思わないからだ。しかもそのうえ私たちは、どんな領主も農奴を持たないはずはない

とは聖書が啓示していないと信じて疑われないからだ。つまり、神御自身こそが眞の主なのだから。」“Die seint beschwert mit der Lübaigenschaft, wann sie wellent kain andern Her haben, dann anlain Gott den Allmechtigen, wann der hat uns erschaffen. Wann mir vermainden auch, das die gotlich Geschrift, das nit auswiße, das kain Hern kain Aigenmensch haben soll, wann Gott ist der recht Her,” (34⁽¹⁴⁾)

「私たちは、神御一人以外の如何なる農奴主を持つべきではないと思っている。」“so beger wyr, daß mir ken lipheren sol han dan got alen.” (26⁽¹⁵⁾)

「領主が農奴を持つべきだとは、聖書のどの箇所にも書かれていない。しかも私たちは、ただ一人の主、つまり私たちを創造され、御自身の(十字架の)苦しみを通して救ってくださったイエス・キリストのみに属しているのである。いや、キリストのみに属したいと思っている。主は言われた、『神のものは神に与え、カイザルのものはカイザルに与えよ』と。ここで私たちはそれを行おうと思っているのであり、それ以上のことをしようとは思っていない。」“Und so findt man nit in der hailige schrift, das ain her ain aygen mensch sol haben, mir sind

ains heren, das ist Christus, der hat uns erschaffen und mit seinem leiden erkoft, des wal mir sein. Der her spricht, gib got, das got zugehört und das dem kaiser zugehört, das wel mir ton und nit witter.” (26⁽¹⁶⁾)

「第一には、農奴制から自由であるべきだと思ふ。どういふのも農奴制などは、聖書のべしにも見いだせないからだ。」“Zum anderen der libaigenschaft vermainen sy ledig zu sein, ursach halben daß es nendert in göttlicher geschrift erfunden wirt,” (55⁽¹⁷⁾)

「今までこの修道院の農奴であった全てのものは、これからは農奴制というものからは別のものとして数えられるべきだ。……なぜなら、私たちは御在天の主なる神のみをただ一人の主としているからだ。」“Alle die bisher Leibeigene des Gotteshauses waren, sollen der Leibeigenschaft ledig gezahlt werden,..., dieweil wir alle nur ain herren, das ist got den im hymel, haben.” (66⁽¹⁸⁾)

「ただ御一人神御自身以外の農奴主を持つとは思わな

い。」“das sy kain leyhern wohn haben als allain gott.” (89⁽¹⁹⁾)

「聖書の啓示によれば、キリスト者は全能なる神御自身以外の如何なる主人をも持つべきではないといふ。」

“Nach aufweysung der hailigen geschrift sol ain cristen-
mensch kein andern herrn haben, dan got den almach-
tigen.” (898)⁽²⁰⁾

まず、「十二ヶ条」の第二条と比較してその共通点が目につく。すでに述べたように、当時農民たちが農奴制廃止の要求に用いていた根拠として、(a) 神は我々を彼の苦しみと死であがなつた、(b) 本来自由である、(c) 聖書にはない、(d) 神以外の如何なる領主も持たない、という四つのものが挙げられるが、ここでは「神の法」に限定しているので、(b) のものがないけれども、その他の要求はすべて含まれており、その点「十二ヶ条」も (a) と (c) に根拠づけられていることから、その流れを汲んでいるものと考えられる。

しかし、ここでも「十二ヶ条」と「バルトリンゲンの諸抗議書」との間ではかなり大きな相違が見受けられる。後者においては、完全に霊と肉が混同されており、これら全てが墮罪以前の絶対的自然法と解釈しない限りほとんど成り立たないものばかりであるのに対して、おそらく「十二ヶ条」の作者は、これらの要求の神学的論理の強引さにいち早く気づき、特に (d) というほとんど聖

書の曲解とも言える根拠を、最も多く流布していたにもかかわらず放棄し、さらには (a) と (c) の根拠自体も微妙に霊肉の問題を取り出して、一見したところ両者の区別がなされているのではないかと思わせるほどの巧みな言葉を用いて、高度に理論武装を行っているのである。つまり、「十二ヶ条」の作者が農民たちの窮状を見るに見かねて、ほとんど神学的根拠の希薄なこの要求を、ルターやツヴィングリの神学に接ぎ木するような形で理論的粉飾を加えたために、この「十二ヶ条」の第三条は極めて複雑なある意味では矛盾した論理を展開してしまつたのではないだろうか。従つて「十二ヶ条」と「バルトリンゲンの諸抗議書」との間には、文章形態の問題や相手に与える説得性という次元で考えれば、格段の差があるように思えるのである。いや別な言い方をすれば、「神の法」は「十二ヶ条」によつてはじめて、農民たちにとつて地域性や主義主義性に限定されない一般的有効性をもちえたのではないか。ただし、農奴制に関しては古くから様々な文書で言及されており、問題自体が法制的にも神学的にも非常に複雑で難解であるため、ここでその系譜や由来についての最終的な結論を下すことは差し控えたいと思う。

死亡税の廃止要求については、「十二ヶ条」と「バルトリンゲンの諸抗議書」との間には、上述のような質的な差異はほとんど見られない。つまり、両者ともただ死亡税が「神の法」や「神の正義」に反するからだという理由から、そのような要求がなされているにすぎないからだ。ただ相違点を挙げれば、「十二ヶ条」の第十一条は、文章の量的問題において、「バルトリンゲンの諸抗議書」のものよりも若干長いことが指摘できる。⁽²¹⁾

次に、十分の一税関係の項目にはいる。「バルトリンゲンの諸抗議書」では、「神の法」に根拠づけられているその要求に関する限り、小十分の一税を廃止し、十分の一税を存続させるという内容のものが多く、その点基本的には「十二ヶ条」と共通している。それでは、「バルトリンゲンの諸抗議書」のものをここに挙げてみる。

「私たちは、小十分の一税もはや支払うつもりはない。なぜなら、私たちはそれを支払う義務はないと思つてゐるし、そのことは聖書に見いだされるからだ。」*“Und clain zechenden welt mir ouch nit geben. dan mir hoffit, mir sind in nit schuldig, und das erfindt mit der hailige*

geschrit.” (26 b)⁽²²⁾

「以前のようには、如何なる(大)十分の一税も支払わな
いというのではない。それを神が私たちに命じたように
支払うつもりである。」*“Kain zechenden weltit mir nit
geben wie for, mir wend in geben, wie uns got gehaissen
hat.”* (26 b)⁽²³⁾

「第六番目に、私たちは今後いかなる小十分の一税をも
支払うべきではないと思つている。なぜなら、神の言葉
はそのようなものを啓示していないし、また、私たちに
は決して小十分の一税を多少とも支払う義務などないか
らだ。」*“Item zum sechsten, so seyen wir der hoffnung,
das wir furohin dhain klain zehenden geben sollen; wann
das wort gottes, das weist solliches nits uB, das wir
dhain klain zehenden weder litzel noch vil schuldig
seyen.”* (882)⁽²⁴⁾

「いかなる献金も、小十分の一税も、そのような農奴承
認料としての鶏も、祭りのための鶏も、秋に納める若鶏
も、地代も、放牧料も、もはや支払うつもりはない。な
ぜなら私たちが思うには、そのようなもの全てに対して、
神の法によれば、義務はないからだ。しかしもし、神の
法によってそれを行う義務があるならば、そのときには

私たちに示されるべきを望む。」“Wollen sie Seelgeräth, noch klein Zehnten, desgleichen Leibhennen, keine Fastnachten, keine Herbsthühner, weder gült noch hyrenayner mer geben, dann wir verhoffen solichs alles von göttlichem rechten nit schuldig zu sein ; wa wir aber des von göttlichen rechten beschayden ze thund schuldig, wollen wir uns weysen lassen.” (891⁽²⁵⁾)

「私たちは、小十分の一税の廃止を願ってはいませんが、大十分の一税については神の掟にしたがつてそれを支払おうと思ふ。」“wir begerend auch des klein zechends abze sein, aber den grossen zechend well mir nach göttlicher ordnung geben.” (898⁽²⁶⁾ a)

この要求に対して、「十二ヶ条」では二つの点において「バルトリンゲンの諸抗議書」よりも進歩の後がみられる。その一つは「旧約聖書において定められた正当な十分の一税は、新約聖書においては、(その義務を)果たし終えたものと見なされている」(「十二ヶ条」の第三条)と述べている点である。この箇所は、上述のように前問氏によると、ツヴィングリ主義的な見解を取り入れたものだという。もしそうだとしたならば、宗教改革の

影響を受けて新たな論理をここに付け加えたことになる。ただ、このような見解が現存している史料の中にたまたま存在していないだけかもしれないので、ここではそれを即断できない。第二に、「十二ヶ条」では徴収された大十分の一税の利用方法が延々と述べられている点である。当時農村地帯にこのような要求が一般的にあったのかどうかは解らないが、諸抗議書を編集する際にロツツァーが付加した公算が大きい。というのも、単にそれを共同体が運用するだけでなく、貧民救済や軍役や領邦税にまでもその利用目的を拡大していることは、狭い共同体的な視野を越えた、あるいはその要求に説得性を与えるような論理的思考が必要だからだ。

さて、共有地関係の考察にはいる。この事柄に関して「十二ヶ条」では、(1) 猟獣、猟鳥、魚などの捕獲が禁止されている事実は、神の言葉と兄弟愛に反し、(2) 猟獣が作物を食い荒していることは、創造の秩序に反し、(3) 森林の利用をめぐる争いを兄弟愛に基づいて調停すべきだと要求している。それに対して「バルトリンゲンの諸抗議書」では、a 主なる神が自由にさせてくださったことを、私たちは自由に保持しているから、共有地関係の利用は認められるべきだ (26⁽²⁷⁾ b)、b 神の摂理

にしたがつて、共有地などの使用権は、ゲマインデに属すべきだ(26 e II、⁽²⁸⁾55)、c 森林などは、神が金持ちよりも貧しい人々のために繁茂させてくださったのだ⁽⁸⁸²⁾⁽³⁰⁾、という三つのもの、ないしは a と b の折衷に近いもの(898 a)⁽³¹⁾がみられる。「バルトリンゲンの諸抗議書」の a、b、c それぞれの根拠は、神の創造の秩序を用いる点において、いずれも共通性を持つてはいるが、a はそれに自由の概念を付加しており、c は貧民救済の観念を付加しているという相違性が認められる。しかし、a、b、c いずれも内容上質的に大差はなく、「十二ヶ条」はその流れを、(2) の根拠の論理として取り入れており、しかも c の貧しき人のためという主張も、「十二ヶ条」の(1)の論理につながっている。ただ特徴的なことは、(3) の兄弟愛に基づく争い事の調停という論理であり、これは「十二ヶ条」にオリジナルなものかは、より一層の実証が必要であろう。

賦役に関しては、「十二ヶ条」では「神の法」に基づいた要求というよりも、今までの慣習を基準にして処置されることを、領主の良心に訴えている。しかし、「バルトリンゲンの諸抗議書」の中のある文書(891)⁽³²⁾では、「神の法」によって古き契約を廃棄する宣言まで行つて

いる。この論理を採用しなかったことの中に、「十二ヶ条」の作者が意図的に口調を和らげた痕跡が感じられる。というのも、すべての古き慣習を「神の法」によって廃棄してしまったなら、あまりにもアナキーな印象を与え、領主ばかりでなく一般農民たちも不安感をつのらせてしまうと感じたからではないだろうか。

最後に、「神の法の宣言」という項目にはいる。⁽³³⁾「バルトリンゲンの諸抗議書」に関して、その一部をここですす抄訳する。

「私たちエフィンゲンの者は、以前には存在しなかった契約書に苦情を持っており、そして、領主様にしかるべく行動し、神の法を考慮にいれて、それを私たちに後代まで残すように、あてもなくお願いしているのです。」

“Wir von Epfingen sind beschwert mit einem artichel-brief, die sind for ziten nit gewesen, und mir biten um gottes willen E. G. well so wol ten und das göttlich recht ansehen und weli uns das verlassen.” (26 b)⁽³⁴⁾

「神に関わることを私たちは持つと思つが神に反することを保持しようとは思わぬ。」“Was mit got ist, das welt mir hon, was aber nit mit got ist, das welt mir ni

han." (26^b)⁽³⁵⁾

「私たちは上で述べた諸箇条を掲げようと思う。しかし私たちの前にも後にもさらなる箇条が作成された場合には、私たちはそれをも掲げようと思う。しかし、その際私たちは、神の法と聖なる福音以外のいかなるものも明示しようとは思わない。」“Disse obgeschribne artikel wel mir haben, wo aber mer artikel hinder uns und vor uns gemacht wurde, dieselbige wol mir auch han; darbey geren wir nütz dan das götlich recht und das haylig evangeli usweyst.” (26^h)⁽³⁶⁾

「神と神の法に反するあらゆる重荷は、完全に取り除かれるべきであるが、保持されそのまま容認されるべきではない。その際我々貧しき人々と全共同体は、神の法のための援助と助言と手助けを、いわれなく切に願う。そしてその神の法は、私たちの中に明確に現れ、そして私たちにあらゆる恩寵、輝き、そして永遠の真理に到るための指針を与えてくれるのだ。つまり、それこそが、父なる神、子なる神、そして聖き御霊なる神への祈りなのだ。」“Alle beshwäruns, die wider gott und sein götlich recht ist, soll gänzlich ausgereit und nit gehalten noch zugelaßn werden. darby begeren wir armleut und

ain gantze gemain lauter um gotzwilln beystand, rat und hylf zu dem götlichn rechtn, das des war liecht in uns erschein und geb uns aln gnad, schein und wegferung zu der ewigen warhait: dz ist gott vatter, gott sun und gott hayliger gayst amen.” (893^b)⁽³⁷⁾

最も印象的なこととして、「十二ヶ条」のあの最後の箇条、つまり「また、いくつかの箇条が現在では容認されても、後に不正であるということがわかれば、即座にそれらの箇条は死文と化し、廃棄され、もはやいかなる効力ももたない。同様に、神に背き、隣人の重荷となるような(新しい抗議)条項が、聖書にもとづき、真理に照らしてさらに発見された場合、私たちはそれを(新しい箇条として)提示する権利を保留し、ここにそれを決議しておきたい」と書かれている部分と、ほとんど同じ内容のものがみられることだ。多くの研究者が認めているように、「十二ヶ条」において最も進んだ政治的精神を表現したこの箇条が、実は「十二ヶ条」成立以前に、ツヴェイングリ主義の影響を受けた結果かもしれないが、民衆の中に醸成されていたのである。しかし、ここでも「十二ヶ条」と「バルトリンゲンの諸抗議書」との間の

質的相違は明らかに見いだせる。特に、圧倒的な長さを誇る「十二ヶ条」の序文の高度な文体とその高い神学的理解などは、この地域の抗議書では他の追従を許さないほど、その論理性においても、相手に与える説得力においても、地域的な特殊性を撃ち破るような抜きん出た存在である。

以上のように、「十二ヶ条」と「バルトリンゲンの諸抗議書」に共通な要求を項目毎に比較して、まず第一に認められるのは、「十二ヶ条」ではほとんど相手に説得力を与えないような稚拙な根拠が捨象されている点である。つまり、ベッカーが指摘したような主意主義性は、「十二ヶ条」において生物が進化するかのようにならざるを得ない。むしろ「十二ヶ条」の過程で克服されてきたのである。もちろん「十二ヶ条」において、その主意主義性が完全に止揚されているわけではない。というのも、もともとの農民たちの抗議の根拠のほとんどが、主意主義的な要素で覆われているため、それら全てを取り去ってしまったなら、全く別の要求へと変質してしまうからである。それが、おそらく「十二ヶ条」の限界であろう。

両者の比較から第二に解ったことは、農民たちの要求のうち最も説得力のあるものは、必ず「十二ヶ条」にお

いて採用されている事実である。それゆえに「十二ヶ条」は、基本的には当時農民たちが主張したかったこと、しかし表現力のまずさから言いたくてもうまく表現できなかったことを、最大公約数的に編集し代弁したという性格を持っているのである。これが、「十二ヶ条」が急激に広まった理由の一つかも知れない。

第三に「十二ヶ条」は、「バルトリンゲンの諸抗議書」には全く見あたらない論理を提示している。それら全てが作者の創作だとは限らないが、少なくとも理論武装の高度化ともいえる特徴を帯びている。つまり、ツヴィングリヤルターの影響とも思える高度な神学的論理を展開しているのである。従って「十二ヶ条」とは、宗教改革の精神の根本的な部分がまだ十分に民衆に浸透していなかった時期に、宗教改革の興奮と熱狂の方がやや先行しなおそれが醒め止まぬうちに、しかし除々に「福音のみ」、「信仰のみ」、「聖書のみ」の理念が人々にも解りかけてきた時期に、彼らの要求を代弁し、逆に宗教改革の精神の布教をも試みた意欲的な成果だったのである。

次に「十二ヶ条」に含まれていて、「バルトリンゲンの諸抗議書」には存在しない「神の法」に基づく要求項目について考察してみる。それはただ狩猟権、漁獲権、

そして獵獸による作物の被害の問題だけである。しかもこの事柄に関しては、(1) 獵獸、獵鳥、魚などの捕獲が禁止されている事実は、神の言葉と兄弟愛に反しており、(2) 獵獸が作物を食い荒していることは、創造の秩序に対立するという二つの論拠だけであり、しかもそれと質的に同じ要求が、「バルトリンゲンの諸抗議書」では森林問題、河川問題などでなされており、これは「神の法」を採用した地域が、狩獵權、漁獲權、そして獵獸による作物の被害などの問題がたまたま深刻化していなかったためで、消失してしまった抗議書の中には、「神の法」によってそれらの問題を取り扱っていた公算が大きい。しかも質的にほぼ同じ根拠を用いた要求が、別の被造物に対してなされているのだから、この部分を取り上げて、「十二ヶ条」と「バルトリンゲンの諸抗議書」との間の質的相違を指摘することはほとんど不可能に近い。ただ、逆にこのことから、「十二ヶ条」は要求項目に関しては、「バルトリンゲンの諸抗議書」を逸脱して「神の法」を用いてはいないことが解る。そのことは、裁判領主制に関して、両者共に「神の法」に言及していないことから明かである。

最後に、「バルトリンゲンの諸抗議書」には含まれて

はいるが、「十二ヶ条」には含まれていない要求項目の分析にはいる。その要求のほとんどが、土地領主制関係のものであり、それに加えて、農奴制関係のもの（農奴承認料、小作の法身分の悪化、領外婚、身分外婚）が僅かに含まれているだけである。しかも「十二ヶ条」では、農奴制の全面的廃棄が主張され、それら農奴制の個別の問題をも包摂しているとも考えられるので、ここでは農奴制に関しては考察の対照から外すことにする。

不思議なことに「十二ヶ条」は全くといっていいほど、土地領主制に関しては「神の法」に言及してはいない。その理由を「バルトリンゲンの諸抗議書」の中で、どのように「神の法」が用いられているかを分析することによって明らかにしてみたい。

まず、地代に関わる要求については、a 電などの自然災害による穀物の被害は、神が領主と領民の両者に下された天罰なので、両者は等しくその罰を受ける意味で減税が行われるべきだ (26 a、26 b、898 a)、b 自分たちは、公正な地代と神の正義のもとに置かれるべきだ (882、893⁽⁴²⁾) という内容のもの二つだけである。これに対して「十二ヶ条」は、名望家による地代の調査と正當なやり方での徴収を促している。両者の比較をした限り、b の

根拠に関しては、「十二ヶ条」では神という言葉を用いてはいないものの、「公正なやり方で」という言葉の中にそれが含意されていると読めなくもない。aの要求は、他者に対して非常に説得性を持ち、なぜ、それが「十二ヶ条」に採用されなかったのかは明瞭ではない。しかし、その理由も推測できないでもない。というのも、このaの要求で用いられた論理は、自然災害によって農作物が被害を受けた地域のみには有効ではないからだ。つまり、説得力はあっても地域的に限定された論理だからである。

次に保有移転税に関しては、「バルトリンゲンの諸抗議書」では、a 聖書に書かれていない(26^b、26^e)、bただそれは神の法に反する(891⁴⁵)という二つのタイプのもものが存在するが、「十二ヶ条」はその要求項目自体を採用していない。この理由をいくつか考えてみると、第一に「十二ヶ条」全体の特徴として、土地領主制や裁判領主制に関しては、農奴制に比べて要求自体が穏健であることが挙げられる。それはおそらく作者が、農民たちにとって最も窮状の著しかった農奴制問題を、優先させたからであろう。第二に、農奴制は人格の支配に関わる問題であるのに対して、土地領主制は事柄が経済的な

ものに限定されるために、それを否定する際には、財産平等などの最も過激な思想を用いなければならず、そこまで主張するのをためらったのではないだろうか。

注

(1) この作業の目的と理由をここでまず答えたいと思う。

第一に、「十二ヶ条」の成立過程についてはいずれの説に立脚しても、「バルトリンゲンの諸抗議書」は少なからずそれに関わっている。第二にブリックレによれば、「神の法」思想は一五二四年と二五年との間の丁度変わり目頃に、西南ドイツの三つの地域でほとんど同時に最初に現われたという。それは、上ラインのクレットガウ、アルゴイのケンプテン、そして上シュヴァーベン中部のウルム周辺地域のことである。(Blickle, "Das göttliche Recht der Bauern und die göttliche Gerechtigkeit der Reformation," in: *Archiv für Kulturgeschichte* 68. Band, Heft 2, 1986, S. 364—367.) そして、バルトリンゲン地方はそのうちの最後のものに近接しており、従ってその地方の「神の法」思想を分析すること自体は、「十二ヶ条」との関係を知る上だけでなく「神の法」全体の把握にとっても重要であることが明白である。

(2) ① F. L. Baumann, *Akten zur Geschichte des deutschen Bauernkrieges aus Oberschwaben*, Freiburg 1877. ② Franz, *Quellen zur Geschichte*, a. a. O. ③ Ders., *Der deutsche Bauernkrieg*. Aktenband, Nachdruck 1968. 以下 Franz,

Aktenband, 2 略。④ W. Vogt, "Die Correspondenz des schwäbischen Bundeshauptmannes Ulrich Artzt von Augsburg aus den Jahren 1524—1527," in: *Zeitschrift des Historischen Verein für Schwaben und Neuburg* 6 (1879): ebenda, 7 (1880); ebenda, 9 (1882); ebenda, 10 (1883). 以下 Vogt, "Correspondenz," 2 略。また本来バルトリンゲン地方の諸抗議書は三百を越えるほどだったと伝えられているが、現存して刊行された文献に載っているものは四十一個しかない。

(3) Bickle, *Die Revolution vom 1525*, a. a. O. の巻末付録 (ANHANG II) にある表の 110 ほどである。ただしこれは邦訳には載っていない。

(4) フリックレの表 (ANHANG II) によると、○の印がうつっているもの。

(5) 『宗教改革著作集第七巻』(教文館) 所収の前間訳。

(6) Franz, *Quellen zur Geschichte*, a. a. O., S. 175. 以下「十二ヶ条」の原文の引用はすべてこの文献によるものとする。

(7) Franz, *Aktenband*, a. a. O., S. 150. 26 ほどが、フランツの編集した史料番号を意味する。以下 () 内の数字は史料番号を指す。

(8) Ebenda, S. 154.

(9) Vogt, "Correspondenz," 6 (1879), a. a. O., S. 319. ほぼ同 2 内容の文章が、Ebenda, 10 (1883), S. 239. にもある。

(10) Ebenda, 10 (1883), S. 241.

(11) Ebenda, 10 (1883), S. 244.

(12) W. Becker, "Göttliche Wort, Göttliches Recht, Göttliche Gerechtigkeit. Die Politisierung theologischer Begriffe?," in: Bickle (Hg.), *Revolte und Revolution in Europa (Historische Zeitschrift, Beiheft 4 NF)*, München 1975, S. 232—263.

(13) Franz, *Aktenband*, a. a. O., S. 154. 史料番号 26 ほど。

(14) Franz, *Quellen zur Geschichte*, a. a. O., S. 153.

(15) Franz, *Aktenband*, a. a. O., S. 147.

(16) Ebenda, a. a. O., S. 148.

(17) Vogt, "Correspondenz," 6 (1879), a. a. O., S. 320.

(18) Ebenda, 10 (1883), S. 244.

(19) Ebenda, 10 (1883), S. 249.

(20) Ebenda, 10 (1883), S. 259.

(21) ガンズイヤーは、「十二ヶ条」の第一条から第五条を「神の法」に基づく要求とし、それに対して第六条から第十一条を「古き法」や慣習から演繹した要求だとしている。Gansseur, *Der Staat des gemeinen Mannes*, a. a. O., S. 139.

(22) Franz, *Aktenband*, a. a. O., S. 148.

(23) Ebenda, S. 149.

(24) Vogt, "Correspondenz," 10 (1883), S. 237.

(25) Ebenda, 10 (1883), S. 244.

(26) Ebenda, 10 (1883), S. 260.

(27) Franz, *Aktenband*, a. a. O., S. 148.

(28) Ebenda, S. 151.

(29) Vogt, "Correspondenz," 6 (1879), S. 324—325.

(30) Ebenda, 10 (1883), S. 237.

- (31) Ebenda, 10 (1883), S. 259.
 (32) Ebenda, 10 (1883), S. 245.
 (33) これは、ブリックレが上シユヴァーベンの諸抗議書それぞれに対して、「神の法」段階(○)と「古き法」段階(□)という印をつけているが、前者のメルクマールとしてその抗議書の序文ないしは最後の箇条に、「神の法」をはっきりと宣言している箇所があることを挙げているため、それを示す項目として私が設定した。Vgl. Bickler, *Die Revolution von 1525*, a. a. O., ANHANG II.
 (34) Franz, *Aktenband*, a. a. O., S. 148.
 (35) Ebenda, S. 149.
 (36) Ebenda, S. 154. この文とはほとんど同じ内容のものが、Vogt, "Correspondenz," 10 (1883), S. 238. にもある。
 (37) Ebenda, S. 249.
 (38) Franz, *Aktenband*, a. a. O., S. 147.
 (39) Ebenda, S. 148.
 (40) Vogt, "Correspondenz," 10 (1883), S. 260.
 (41) Ebenda, S. 237.
 (42) Ebenda, S. 249.
 (43) Franz, *Aktenband*, a. a. O., S. 148.
 (44) Ebenda, S. 151.
 (45) Vogt, "Correspondenz," 10 (1883), S. 244.

(六) 結語

「神の法」とは何だったのだろうか。それは、果して

超領邦的な政治運動への原動力となったのだろうか。確かにここで明らかにされた事実だけでは、「神の法」の成立と超領邦的な農民団や同盟の形成との間の後先の問題に対しては答えることはできない。しかも、その際に超領邦的という言葉の定義自体も問題になるであろう。しかし、少なくとも「十二ヶ条」において「神の法」は、地域的な特殊性や主義主義性を取り外すような要素を、除々に増幅させていったことは確かである。いや、その要素をほとんど最大公約数的にまで獲得したのである。つまり、「神の法」思想と超領邦的な運動の両者は、少なくとも相互に影響し合い、それぞれの内実を充実させ合ったと推定できる。

「神の法」は、福音であったのだろうか。「十二ヶ条」が成立する以前は、農民たちの主観的な意識の中でさえ、やや疑わしいと思われる。中には、新しい福音の告知を訴え、それに基づく牧師の選出を願っている抗議書もあるが、しかし多くの場合「神の法」を世俗的な問題にしか用いていないことから解るように、全ての農民がそれを福音だと解釈していたとは考えにくい。しかも「バルトリンゲンの諸抗議書」では、聖書の引用があるものはほとんどなく、むしろ前時代との連続性の方が強い印

象すら感じられる。いや、宗教改革的な色彩を帯びたのは「十二ヶ条」以後のことであり、農村における真の意味での宗教改革は「十二ヶ条」によって始まったという大胆な仮説が成り立つかもしれない。ただしこのことに關しては、すでに農民独自の宗教改革が進行していたと解釈する研究者もいるので、神学的な問題をも含めた宗教改革自体の定義の再検討も必要であろう。

農民たちの「神の法」は、その法理解が持つ客観的な意味では明らかに福音ではない。それはむしろ、自然法の要素をたぶんに含んでいる。それではそれは、絶対的自然法なのか、相対的自然法なのか、それともブルマイスターが主張した意味での制定法社会での規範統制としての自然法なのかという問題が残る。しかし、そのこと關してはすでに述べたように、「十二ヶ条」においてこれらの全ての要素が流れ込んだと考えられないだろうか。例えば、農奴制に關しては、特に過激な要求をするために一般的に絶対的自然法が、争い事の調停などには規範統制としての自然法が、その他の箇所ではむしろ墮罪以後の秩序を前提としていることから、相対的自然法に近いものが使用されていると推定できるのだ。

それでは宗教改革は、「神の法」思想にいかなる影響

を与えたのだろうか。「バルトリンゲンの諸抗議書」の段階では、極めて主義主義的な宗教的衝動の痕跡が認められるが、ルターにもツヴィングリにもその思想的連関はあまり感じられない⁽¹⁾。しかし「十二ヶ条」においては、はっきりと両者の影響が、法理解からすればややツヴィングリに近いものが、自由概念の引用などはややルター的な粉飾を帯びたものがみてとれるし、シャペラーとツヴィングリとの個人的関係やその鑑定を一連の宗教改革者に求めたことから、宗教改革との連関は明白ではないだろうか。ただその影響を、ルターかツヴィングリかという二元的な問題に還元してしまうならば、ここでは「十二ヶ条」は總体的に見ればツヴィングリの方にやや近いとしか答えられない。

では、ブリックレが述べるように、平民の中に同質で統一的な「神の法」が存在していたのだろうか。ここで私は、「バルトリンゲンの諸抗議書」と「十二ヶ条」との間の「神の法」の内実の相違を考慮して、平民内部を、仮に指針として文字文化との関係から文化的に三層に分けて考えることを提唱したい。まず、第一の層として一般農民が挙げられる。当時の文盲率などを考えると、「バルトリンゲンの諸抗議書」にみられるように宗教改

革の影響をほとんど受けてはいないと思われる。ただ当時最も苦しい生活を強いられていた人々であるので、少なからず彼らの意志は当時の諸抗議書に反映されていたであろう。第二に、農村の名望家たちが挙げられる。彼らは農村共同体の指導者で、最も多くの政治的矛盾を感じていた人々である。おそらく、彼らのうちの文字の書ける人々が共同体の中心となつて、バルトリンゲンで見られるような諸抗議書を作成したのだと考えられる。しかし、彼らには「十二ヶ条」以前では直接にはあまり宗教改革の影響は受けていないと思われる。最後に、「十二ヶ条」などの著名な政治文書を作成した知識人たちが挙げられる。彼らは読み書きができるので、ルターやツヴィングリの神学にじかに触れ、諸抗議書を編集した際にその思想を付け加えたと考えられる。つまり、「神の法」という言葉自体が、多様なものを含み、それぞれの階層において異なつて理解されたのではないかと思われるのだ。

「十二ヶ条」とは何だったのだろうか。それはつまり、農民たちが追い求めていたものを、知識人たちが体系的に整理して、代弁してくれたものである。しかも、それは、当時一般的に使われつつあった様々な正当化のため

の論拠のほとんど全てを包み込んでしまったために、多くの人々の心の琴線に触れ、しかも人々の都合に応じた解釈の多様性・柔軟性をも与えてしまったのである。例えばそれは過激な政治文書にも、平和的な和解を求める書にも、宗教改革の弁明と布教の書にも、農民たちの地域的な問題を解決するための法源にも解釈しえたのである。いや、それだからこそ、作者自身の平和的な志向を越えて、「十二ヶ条」自身が一人歩きをしてしまい、急激に流布し、ある意味では革命的ともいわれるほどの影響力をも持ちえてしまったのではないだろうか。

また、「十二ヶ条」とは、政治と宗教が密接に結びつき、場合によっては後者が前者の上に君臨していた中世的世界観の最後に咲いた輝かしい炎、すなわち中世に終りを告げるファンファーレでもあったのかもしれない。というのも、平民たちの「神の法」の持つより古き要素が、新しい宗教改革の神学によって否定されてしまったのだから。「十二ヶ条」はそれと同時に、中世から近世への結節点であったのかもしれない。たとえそれが中世の幻影の中にいたとしても、支配者に対して自己の感じた正義や法的真理のために、命を投げうってまでも敢然と抗議し闘うことの中に、新しい法思想への萌芽を感じ

取れるからだ。つまり、それは神という言葉を媒介にして人間の本来あるべき姿というものを、再び追い求め始めたのだ。いふなれば、「神の法」とそれに立脚した「十二ヶ条」とは、宗教改革の衝動を通してあらゆる法思想がその中で混ざり合い、まさに新しいものを今生み出そうとした偉大な試みの出発点、いや不成功に終わった偉大なる試作品だったのかもしれない。

注

- (1) ペーター・カンバーは農民戦争時にはツヴィングリ主義が、権力の問題に関しては農民たちの要求に近い再洗礼派の人たちの神学と対立しており、したがって、ツヴィングリと農民戦争との関係を再検査する必要を説いている。Vgl. Peter Kamber, "Die Reformation auf der Züricher Landschaft am Beispiel des Dorfes Marthalen. Fallstudie zur Struktur bäuerlicher Reformation," in: Bicklé (Hg.), *Zugänge zur bauerlicher Reformation*, Zürich 1987, S. 125.